

J. ロールズの正義理論(以下では「公正としての正義」と呼ぶ)は、それが1971年に発表された直後から様々な批判を受けたことは広く知られている。それらの中で最も根本的と目されるのは、K.アローとH.L.A.ハートから1973年に出された、「正義の第一原理が第二原理(本質的には格差原理)に対して絶対的に優先する」というロールズの主張に対する批判である。

他方でロールズは、第一原理(各人は他者の権利と両立する限りで自由に対する平等な権利を有する)の中に含まれる自由と権利を、彼の提案する「基本財」の中の「品目」であると主張した。周知の通り、「原初状態の人々は基本財(の指数)を獲得できる見込みが最大となる正義原理を選択する」というのが公正としての正義の基本的な考え方であった。そうであるならば、第一原理が格差原理に絶対的に優先するという主張の背後には、自由と権利が基本財の他の品目(社会的地位、所得、自尊心など)よりも、いわば「辞書式に」優先される品目であると仮定されているはずである。アローとハートはそのような仮定の根拠を問題としたのであった。ロールズはこうした批判を受けて、特にその著書「政治的自由主義」(1993)の第8講義において反論を試みているが、リベラル社会の市民が備えるべき道徳的能力の説明に基づくそれらの議論は残念ながら、あれらの批判に対する反論として完全に成功しているとは、一般には見なされていない。

アローらの批判とは別に、我々は自由や権利をそうした(基本財として定義するロールズの考え方に対して根本的な哲学的違和感を抱かざるを得ない。そもそも自由及び権利は、高々比喩的な意味でしか「財(品物)」とは呼べないであろう。そうした単なる比喩に過ぎない概念を本質的な理論的要素として含む哲学理論は脆弱であり、信頼性が薄いと云わざるを得ないであろう。つまり基本財の考えを維持したまま、「第二原理に対する第一原理の絶対的な優先性」のテーゼを擁護することは困難であるように思われる。

鈴木(2014)は、第一原理の言う基本的権利を「原初状態における人々の帰属認証」と定義した。この定義は、「権利とは、(基本財の様な)仮想された『実体』では無く、市民相互の法的・社会的『関係』である」という考えを表している。今回の発表の目的は、ロールズの「基本財の一品目としての権利」に替わるこの新たな権利概念を哲学的に明確にすることである。即ち、この権利概念がいわゆる「自然権」としては理解できないこと、更に公正としての正義には自然権概念は存在しないことが示される(もし時間が許せば、この権利概念が、自然権概念に取って替わる「人権(Human Rights)」概念の新たな哲学的基礎を与え得ることも示したい)。

ところでSuzuki(2017)では、ロールズの原初状態を作り替えて第一原理が既に承認されている状態を考察の対象とした。つまりこの原初状態にはもはや基本財は存在せず、また格差原理は基本財指数をMaximin基準に従って最大化する正義原理として導出されるのでは無い。この新しい原初状態の考えによって、我々は以下の様な理論的成果を得る。第一に、基本財及びMaximin原理が理論から完全に排除されるので、ハーサニー(1975)によるMaximin基準に対する批判を回避することが出来る。第二に、冒頭に述べたアローとハートからの批判に対して、次のように応えることが出来る。即ち、第一原理の言う権利は、基本

財の中の他の品目に比して、その「程度において」重要な品目なのでは無い。それは、市民たちの「帰属認証」としてリベラル社会の基本的構成要件の一つである。そして第一原理はその認証の内容を大枠で定めるのである、つまりその権利とは「自由に対する平等な権利」なのであり、それ故に第一原理の格差原理に対する絶対的な優先性が帰結するのである、と。

しかし格差原理を「基本財指数の最大化」から導出するのでは無いとすると、その原理は如何なる理論的方法・手段によって演繹すれば良いだろうか？公正としての正義においてそれは、反照的均衡の考え以外では有り得ない。そしてこれが、今回の研究発表の二番目の主題である。

反照的均衡の概念は「正義論」(1971)においても完全に明確にされているとは言えない。ロールズはそこで、「原初状態と結論の間で吟味を繰り返すことによって、理に適った条件を表すとともに、十分に簡潔でしっかりとした判断と合致する正義原理を生み出すような原初状態の記述が得られた状態」を反照的均衡と定義しているが、ここで言う「しっかりとした判断(considered conviction)」とは一体何であろうか？

原初状態の記述がそれ自身として首尾一貫し整合的であるべきことは言うまでも無い。しかしこれは必要ではあるが十分な条件とは言えないであろう。一方ロールズは同書(p.219)で「ある社会が安定的であるためには、その政治的構想はそれ自身の支えを自分自身で生み出さなければならない」と述べている。ロールズ自身はこれを反照的均衡との直接の関連で述べている訳ではないが、しかしこの言明は明らかに彼の言う「しっかりとした判断」の一部をなすと考えられる。そこで我々は「正義原理採択後の原初状態は、それが整合的かつそれ自身の支えを生じると無理なく想定できる時、反照的均衡の状態である」という定義を提案する。

実際、ロールズは2001年に公刊した著書「公正としての正義：再説」において、格差原理は功利主義原理よりもリベラルな政治的構想に対して整合的であること、さらに、格差原理が含む互惠性の観念は、その社会にそれ自身の支えを生み出し、この意味で安定性をもたらす傾向を持つことを示そうとしている。

Suzuki(2017)は、これらのロールズの議論を更に整備・強化することによって、功利主義原理を採択した原初状態は反照的均衡では有り得ないこと、格差原理を採択した原初状態こそが反照的均衡であることをメタ定理として証明した。これらのメタ定理は、基本財の助けを借りずに、またMaximin基準をも用いずに、格差原理が導出可能であることを示している。更にこれらの証明で用いられた議論構成は、ロールズによっては既に論じられることの無かった、R.ノージック(1974)による権原原理(リバタリアン原理)を採択した原初状態が反照的均衡では有り得ないことを示すメタ定理に対する証明として発展させることが出来るのである。

鈴木岳(2014)「ロールズ正義論の再検討」明治学院大学『経済研究』第147号

鈴木岳(2017)「国際正義と人権」明治学院大学『経済研究』掲載予定

Suzuki, T., (2017) "An Axiomatic Approach to Justice as Fairness", working paper, MeijiGakuin University.